

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和4年9月6日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン塩竈舟入
塩竈市舟入一丁目121-1 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 代表取締役 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町5番42号
- 3 市町村の意見の概要
なし
- 4 地域住民等の意見の概要
 - (1) 舟入地区の生活道路である市道への接続が予定されている出入口1の安全な出入導線の確保を求める。なお、届出の課題・問題は以下のとおり。
 - イ 交通予測結果について
出入口1が接続する市道と仙台塩釜線交差点の交通量について、当該市道から業務スーパーへ直進する交通量が考慮されておらず、不適當である。
 - ロ 仙台方面への非現実的な誘導について
当該市道から仙台方面への退店誘導について、仙台塩釜線への右折は困難であることから、一本松橋を経由して、貞山大橋を回る1.8kmの迂回をチラシ等で周知するとしているが、現状、業務スーパーへの入店等、当該市道から仙台塩釜線への進入においては、直進や右折利用されているため、どのように利用客を説得させるかの考慮がない。また、1.8kmの迂回が妥当と考えるのであれば、出入口2及び出入口3でのみの出庫として、出入口1は入庫だけとするべきである。
 - ハ 地元住民の生活道路の確保について
北側から仙台塩釜線を右折する車両について、店舗利用者の他に店舗を利用しない地元舟入住民も含まれているが、当該地元住民が混雑を回避できるような計画が検討されていない。
 - (2) 店舗が隣接する仙台塩釜線は4月までに、片側2車線の車道と両側に広い歩道がある道路に拡幅整備されて利用可能となった。以前より交通量が多くなり、住宅地から市道を通り、仙台塩釜線を仙台方面へ右折できにくくなってきている。

また、道路の向かい側からダイソーや業務スーパーへ行くためには、横断歩道が設置されていないため、安全に道路を横断できない状況であり、店舗が開店後は更なる交通量の増加が予想される。

以上のような状況から、信号機と横断歩道を設置して、近隣住民の安全と安心が確保できるよう要望する。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課，宮城県県政情報センター及び塩竈市役所

6 縦覧期間

令和4年9月6日から令和4年10月6日まで（ただし，閉庁日を除く。）